

亀山市告示第55号

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱（令和6年亀山市告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ひとり親家庭等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）<u>第6条第1項</u>の規定により児童扶養手当の<u>認定</u>を受けている世帯のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ひとり親家庭等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）<u>第4条第1項</u>の規定により児童扶養手当の<u>支給</u>を受けている世帯のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受</p>

<p>けていない世帯をいう。</p> <p>(2) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 児童 児童扶養手当の<u>認定</u>の対象となる児童であって通学定期券を購入し、高等学校等に通学するものをいう。</p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>(見直し)</u></p> <p>第12条 <u>市長は、令和9年3月31日までの間に、<u>援護金の支給について必要な見直しを行うものとする。</u></u></p> <p>(その他)</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>けていない世帯をいう。</p> <p>(2) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 児童 児童扶養手当の<u>支給</u>の対象となる児童であって通学定期券を購入し、高等学校等に通学するものをいう。</p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号中「支給対象児童」を「認定対象児童」に、「受給状況」を「認定状況」に改め、様式第5号中「支給対象」を「認定対象」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。